予算項目	ポンプ場費 委託料
委託番号	委託第４８号

設　計　書

課　長	課長補佐	副参事	副務者	検　算	主務者 (監督員)

年　　度	令和８年度	作 成 年 月 日	令和８年６月１２日	履行期間	から 令和９年３月１２日　まで
委 託 名	八橋汚水中継ポンプ場１系No. ３汚水ポンプ電動機分解整備				
委託場所	八橋本町六丁目１２番１５号			契約者	
設計金額	金　　円也				
財源区分	国　補　・　県　補　・　［ 市　単 ］				

費　用　内　訳				業　務　概　要	
		設　計　額　　（円）		１系No. ３汚水ポンプ電動機分解整備業務　　１式	
	業　務　価　格				
	消費税等相当額				
	業 務 委 託 費				
				副務者　　（職名）氏名	
				主務者(監督員)（職名）氏名	

箇　所　図

八橋汚水中継ポンプ場（八橋本町六丁目１２番１５号）

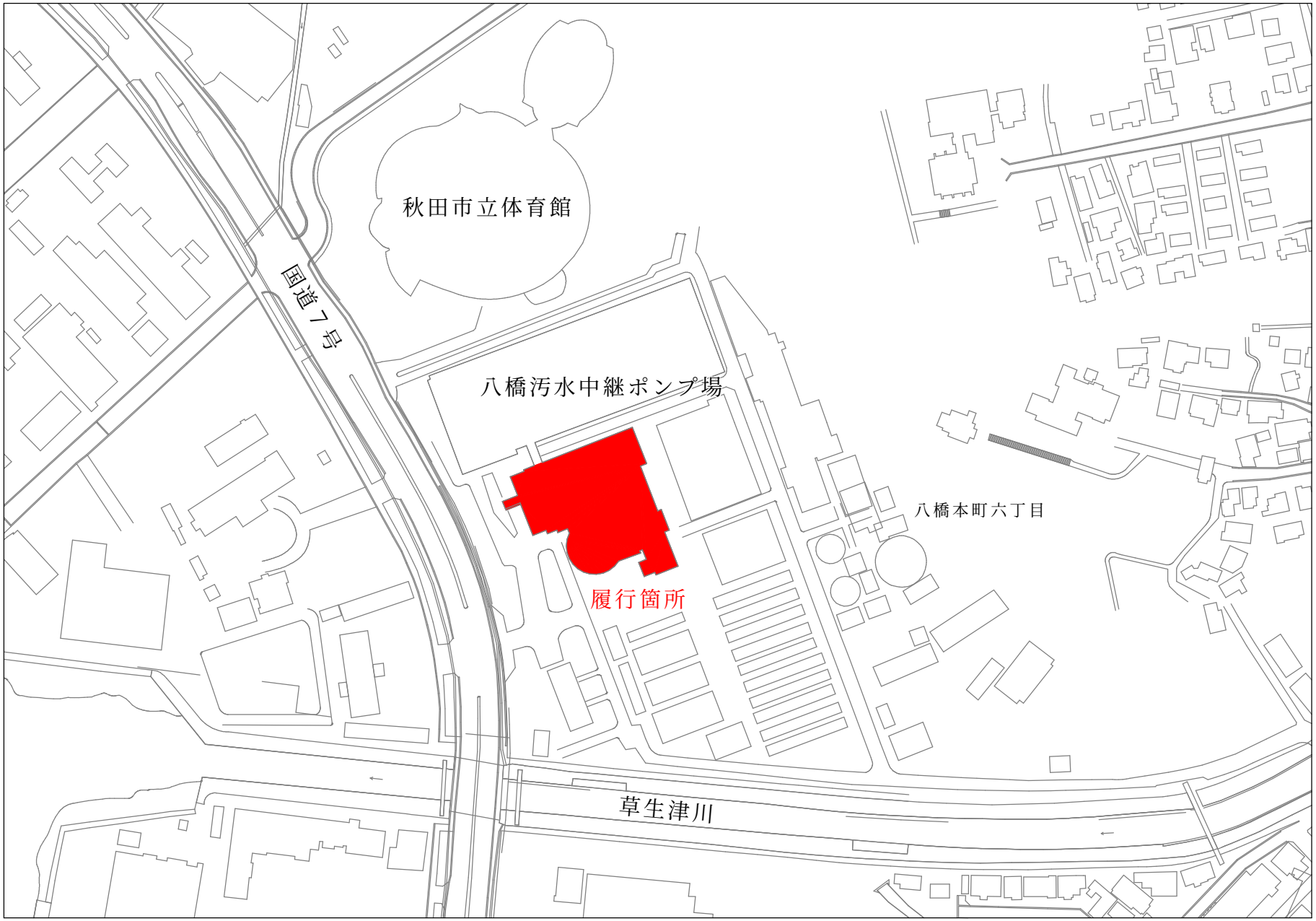

八橋汚水中継ポンプ場１系No.３汚水ポンプ電動機分解整備　　秋田市上下水道局下水道施設課

業　務　委　託　費　内　訳　書

費　目	工　種	種　別	細　別	単位	数量	単　価	金　額	摘　　要
業務委託費								
	八橋汚水中継ポンプ場							
		直接業務費						
			撤去据付労務費	式	1			第１号明細書
			分解整備費	式	1			第２号明細書
			清掃費および塗装費	式	1			第３号明細書
			試験調整費	式	1			第４号明細書
			工場輸送費	式	1			第５号明細書
		直接業務費計						
		直接経費						
			直接経費（率）	式	1			
			直接経費（積み上げ）	式	1			第６号明細書
		技術経費		式	1			
		間接業務費		式	1			

業　務　委　託　費　内　訳　書

費　目	工　種	種　別	細　別	単位	数量	単　価	金　額	摘　　要
	業務原価							
		諸経費		式	1			
	業務価格							
	消費税等相当額			式	1			10%
業務委託費計								

第　1　号　明　細　書

撤去据付労務費

項　　目	規　　格	数　　量	単位	単　　価	金　　額	摘　　要
電動機 撤去据付労務費	芯出し調整等を含む	1	式			
計						

第　2　号　明　細　書

分解整備費

項　　目	規　　格	数　　量	単位	単　　価	金　　額	摘　　要
電動機分解および組立費		1	式			
電動機工場分解整備費	固定子絶縁補強、洗浄、乾燥、ワニス処理等	1	式			
電動機工場分解整備費	回転子点検整備	1	式			
回転計発電機分解整備費		1	式			
計						

第　3　号　明　細　書

清掃費および塗装費

項　　目	規　　格	数　　量	単位	単　　価	金　　額	摘　　要
電動機清掃および塗装費		1	式			
計						

第　4　号　明　細　書

試験調整費

項　　目	規　　格	数　　量	単位	単　　価	金　　額	摘　　要
工場検査および試験費		1	式			
計						

第　5　号　明　細　書

工場輸送費

項　　目	規　　格	数　　量	単位	単　　価	金　　額	摘　　要
機器輸送費	現場↔分解整備工場	1	式			
計						

第　6　号　明　細　書

直接経費（積み上げ）

項　　目	規　　格	数　　量	単位	単　　価	金　　額	摘　　要
ベアリング（負荷側）	6318C3	1	個			
ベアリング（反負荷側）	6315ZZC3	1	個			
グリース		1	式			
液状パッキン		1	式			
消耗雑材品	塗料を含む	1	式			
計						

八橋汚水中継ポンプ場
１系No. ３汚水ポンプ電動機分解整備
特記仕様書

令和８年度

秋田市上下水道局下水道施設課

第１章　総則

１　目的

本仕様書は、秋田市上下水道局（以下「委託者」という。）が設置した八橋汚水中継ポンプ場（以下「ポンプ場」という。）における１系No.３汚水ポンプ電動機分解整備（以下「業務」という。）の適正な実施について、契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

２　委託場所

八橋本町六丁目１２番１５号

３　一般事項

本仕様書に記載していない一般事項については、「下水道工事共通仕様書（秋田市上下水道局）」、「機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）」、「機械設備工事必携施工編（日本下水道事業団）」および「電気設備工事一般仕様書・同標準図（日本下水道事業団）」等に基づくものとする。

４　提出書類

受託者は、次の書類を委託者に提出すること。なお、提出書類に変更が生じた際は、速やかに変更内容を示した書面を提出すること。

(1) 契約締結後、業務開始前に提出するもの

ア　業務実施計画書
イ　業務統括責任者選任届
ウ　業務工程表
エ　再委託届（必要な場合）
オ　納入仕様書又は承諾図

(2) 業務完了後提出するもの

ア　業務完了報告書（指定様式）
イ　業務写真帳
ウ　分解整備報告書
エ　出荷証明書
オ　その他委託者が指示するもの

５　業務統括責任者

受託者は、業務統括責任者を定めて、その氏名その他必要な事項を委託者に書面により通知すること。なお、この者を変更したときも同様とする。

業務統括責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 業務従事者の指揮監督、指導を行うこと。
(2) 業務従事者の労働安全衛生に関する労務管理において、その責任者として関係法令を遵守すること。
(3) 契約書、仕様書およびその他の関係書類により、業務目的および業務内容を十分に把握、理解して、効率的な業務の履行に努めること。
(4) 各種書類の提出等、総括的な業務を行うこと。
(5) 業務工程を適切に管理すること。
(6) 関係官公庁等との協議に関すること。
(7) 委託者との連絡調整を行うこと。

6　業務の再委託
(1) 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託又は再委任してはならない。
(2) 受託者は、業務を第三者に再委託又は再委任するときは、速やかに書面により委託者に届け出るものとし、委託者の承諾を得なければならない。
(3) 受託者は、再委託又は再委任する者に対して、業務上の留意点、技術的内容の指揮監督を行うこと。
(4) 受託者は、再委託又は再委任する者に対して、本業務において受託者が負う義務と同等の義務を負わせること。
(5) 受託者は、再委託又は再委任する者の行為について、連帯してその責任を負うものとする。

7　完成検査
受託者は、本業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書およびその他関係書類等を提出し、委託者による完成検査を受けること。

8　その他
(1) 履行場所において、ポンプ場に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。
(2) 受託者は、作業の際、注意義務を怠ったことにより、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その復旧および賠償に全責任を負うこと。
(3) 本仕様書に特に明示していない事項であっても、業務遂行上、当然必要なことは、受託者の責任において誠実に処理すること。
(4) その他、特に定めのない事項および本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、協議を実施する。

第２章　業務の内容

１　業務目的

本業務は、ポンプ場に設置されている１系No.３汚水ポンプの性能維持を図るため、当該ポンプ電動機の部品交換、電動機の整備等を行うものである。

２　整備対象機器

(1) 電動機

ア	出力	75kW
イ	電圧	200V
ウ	周波数	50Hz
エ	極数	６極
オ	回転子形式	特殊カゴ
カ	据付	立形
キ	定格回転速度	985min-1
ク	定格電流	305A
ケ	始動方式	VVVF
コ	塗装色	10GY6/2
サ	質量	600kg
シ	型式	SB-LV
ス	製造会社	三菱電機株式会社
セ	製造番号	99EH95A0HN0101
ソ	製造年	平成11年

(2) 回転計発電機

ア	相数	単相
イ	極数	24極
ウ	容量	10VA
エ	発生電圧	U-V間：70V、U-O間：35V（2,500min-1）
オ	最大回転速度	5,000min-1
カ	型式	QVAH-10
キ	製造会社	三菱電機株式会社
ク	製造番号	802205
ケ	製造年月	平成11年４月

３　分解整備内容

(1) 分解整備前後のデータ測定

ア　軸振測定

イ　回転数測定

ウ　絶縁抵抗値測定（整備前・整備後）

エ　巻線抵抗値測定（整備前・整備後）
オ　電流値測定（無負荷・負荷）
カ　その他、監督員が必要と認めた試験
(2) 電動機の分解、「交換部品等一覧表」記載の部品等交換
(3) 電動機の整備
ア　ステータ洗浄・乾燥・ワニス処理等
イ　回転子点検整備
(4) 回転計発電機の分解整備
消耗部品等の交換
(5) 組立、清掃および塗装
塗装は下水道事業団仕様とする。
(6) 工場検査、試験および試運転確認
(7) その他必要と思われるもの

4　部品条件

交換部品に関しては、強度、耐摩擦性および耐食性を十分考慮した構造および材質とすること。

5　施工

(1) 設計書に示された設備が、その機能を完全に発揮できるように施工すること（設計図書に明記のない場合でも、当然必要なことは誠実に施工すること。）。

(2) 設計図書、委託者の承諾を得た承諾図、施工図等に従って施工すること。

(3) 経験豊富かつ優秀な技術を有する技術者を従事させること。

(4) 資格等（資格、検定、認定等）を必要とする業務について、当該資格等を有する者に行わせること。

(5) 委託者が指示したものについては、委託者の検査を受けること。

(6) 大型機材の搬入は計画を立案し、委託者の承諾を得ること。

(7) 機器の据付けに当たっては周囲の環境に対して十分考慮すると共に、据付ける機器の性能を害さないよう水平垂直等に対して十分注意して施工すること。

(8) 受託者は、施工による不良部品等の交換（指定交換部品を除く。）又は、特別の機材を必要とする補修等が発生した場合、その内容を委託者に速やかに報告すること。

(9) 受託者は施工現場が隣接する場合、又は同一場所において施工する別途工事等がある場合は、常に相互協調して工事に支障をきたさないように処置すること。

(10) ポンプ場は稼働中の施設であるため、施工する際は、ポンプ場の運転や維持管理業務に支障が出ないよう配慮すること。

(11) 施工によって、運転業務に支障が認められた場合は、速やかに作業を中止し、委託者の指示に従うこと。

第３章　その他

１　法令等の遵守

(1) 受託者は、施工を実施するに当たり、労働基準法、下水道法およびこれに関連する法令、条例、規則等を遵守すること。

(2) 使用人に対する、諸法令等の運用および適用は、受託者の負担と責任の下で行うこと。

(3) 適用を受ける諸法令等は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

２　住民との協調

受託者は、住民等からの要望、住民等と交渉があったときは、遅滞なく委託者に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。

３　工程管理

日程の都合上、夜間や休日等に作業を行う必要がある場合は、事前にその作業内容、作業時間等について、受託者の承諾を得ること。

４　安全管理

(1) 労働災害防止

ア　受託者は、労働災害を防止するため万全な体制を確立し、業務従事者に適正な教育および指導等を行うこと。

イ　作業中は、気象条件に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、速やかに対処できるような対策を講じておくこと。

ウ　現場の作業環境は、常に良好な状態を保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

エ　酸素欠乏・硫化水素等有害ガス災害防止

ポンプ槽内部への出入りおよびポンプ槽内部で作業を行う場合は以下のとおりとすること。

(ｱ) 厚生労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（以下、作業主任者という。）を配置し、作業者はその指示に従うこと。

(ｲ) 作業主任者は酸素濃度、硫化水素濃度、有害ガス濃度等を、関係法令等に従い作業前等に適正なガス検知器で測定し、記録すること。

また、作業中においても常時ガス検知器による測定を継続し、概ね１０分ごとに酸素濃度等を記録すること。

(ｳ) 作業前にはポンプ槽内部を十分換気し、また作業中も連続換

気を行い、ポンプ槽内部の空気環境を安全な状態に保つよう努めること。

(ｴ) 作業主任者は事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備し、必要に応じ作業者に使用させること。

(ｵ) ガス検知器により異状を検知したとき又は作業者の状態に異常が認められたときは直ちに作業を中止し、安全を確保すること。

(ｶ) ポンプ槽の蓋の開閉時には酸素欠乏空気、硫化水素等の有害ガス噴出に注意すること。

(ｷ) 作業は作業主任者有資格者又は酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育受講者が行うことが望ましいので、施工計画時等には留意すること。

オ　熱中症による健康障害の防止

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う場合は以下のとおりとすること。

(ｱ) 業務従事者が熱中症の自覚症状を有する場合又は他の者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合における報告体制を整備し、業務従事者に対し、当該体制を周知すること。

(ｲ) 業務従事者に熱中症のおそれがある場合、その症状の悪化を防止するため、業務からの離脱、身体冷却等必要な措置の内容・実施手順を定め、業務従事者に対し、当該措置の内容およびその手順を周知すること。

(2) 公衆災害防止

施工中は、常時、作業現場周辺の住民および通行人の安全並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講じること。

(3) その他

ア　事故が発生したときは、直ちに委託者および関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じること。

イ　前項の通報後、受託者は、事故の原因、経過および被害内容を調査し、その結果を書面により、直ちに委託者に届け出ること。

交換部品等一覧表

対象機器:三菱電機株式会社製　1系No.3汚水ポンプ電動機
型式:SB-LV　製造番号:99EH95A0HN0101

数量は1台分を示す

項目	番号	名称	仕様・規格	数量	単位	備考
		ベアリング	負荷側	1	個	6318C3
		ベアリング	反負荷側	1	個	6315ZZC3
		グリース		1	式	
		液状パッキン		1	式	
		消耗雑材品	塗料等含む	1	式	

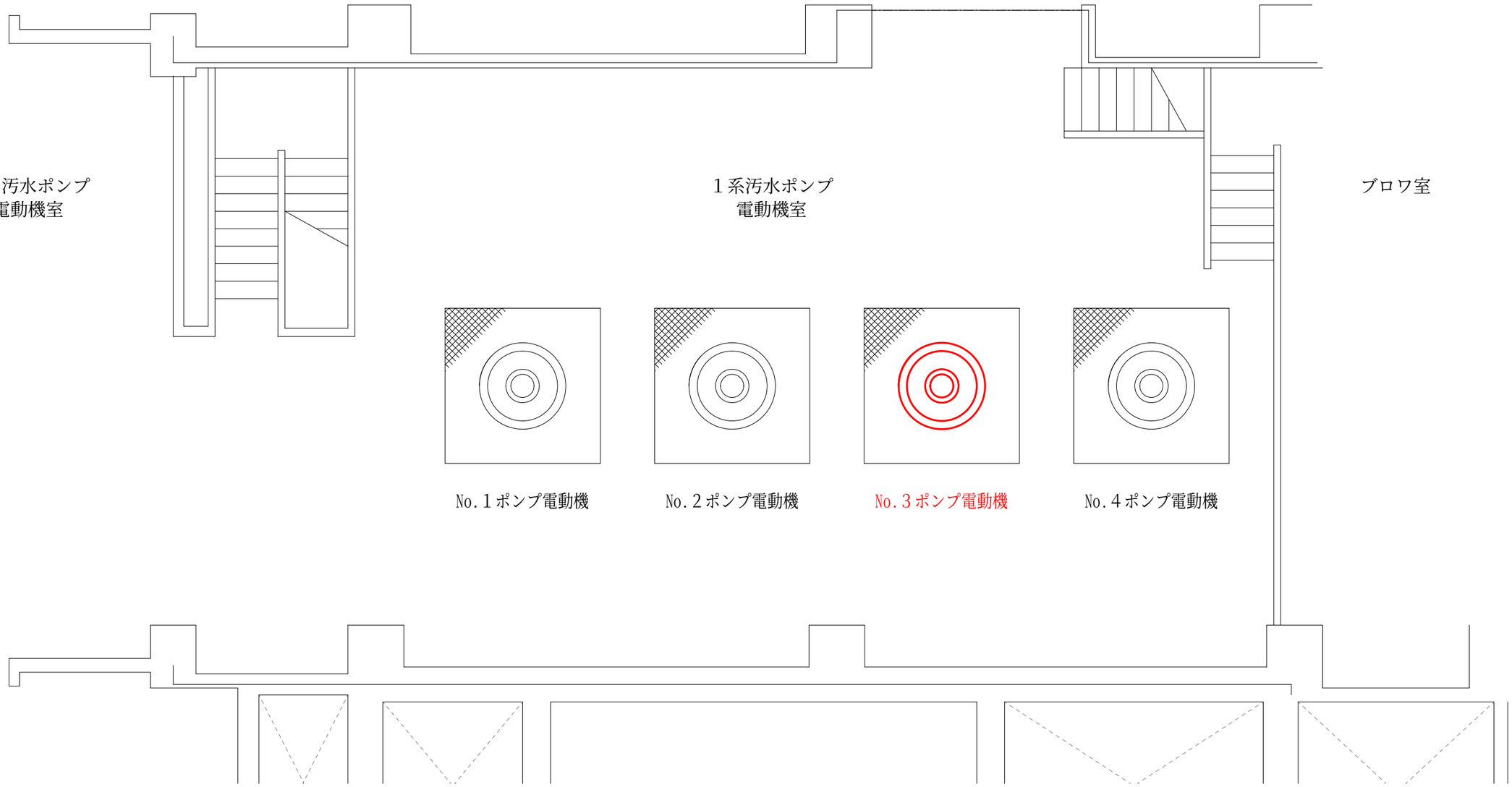

施工範囲

１系汚水ポンプ電動機室　配置図　S=NON

業 務 名	八橋汚水中継ポンプ場１系No.３汚水ポンプ電動機分解整備		
図面名称	１系汚水ポンプ電動機室　配置図		
図面記号	1	縮　尺	S=NON
作　　成	令　和　8　年　6　月		
秋 田 市 上 下 水 道 局 下 水 道 施 設 課			

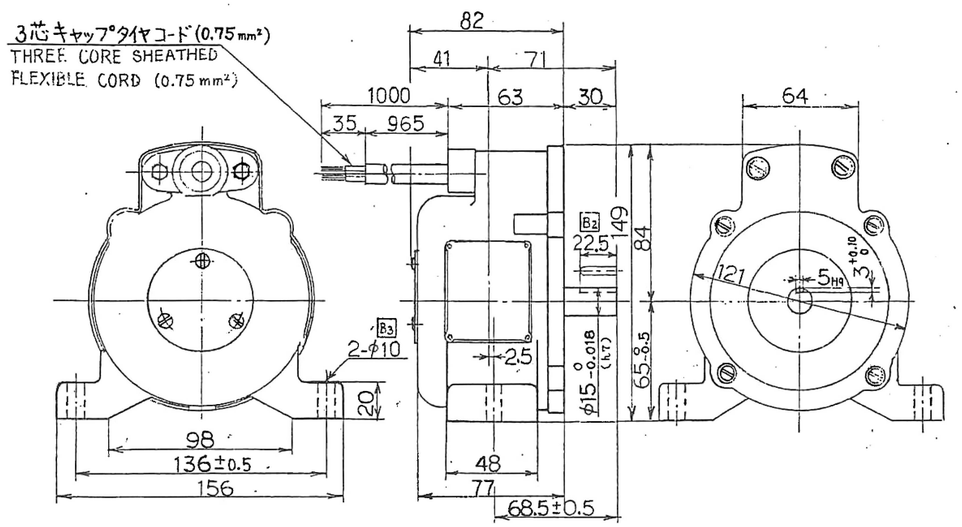

回転計発電機　外形図　S=NON

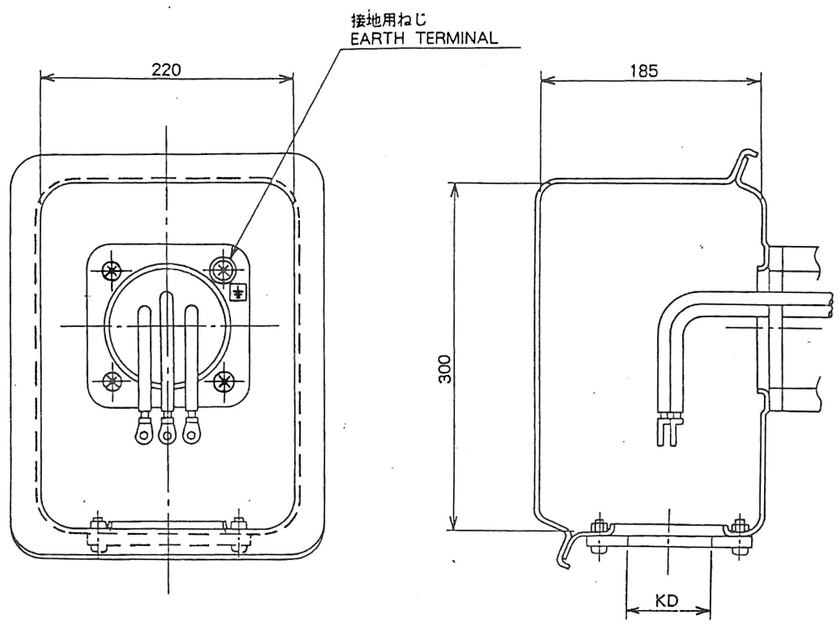

固定子用端子箱　外形図　S=NON

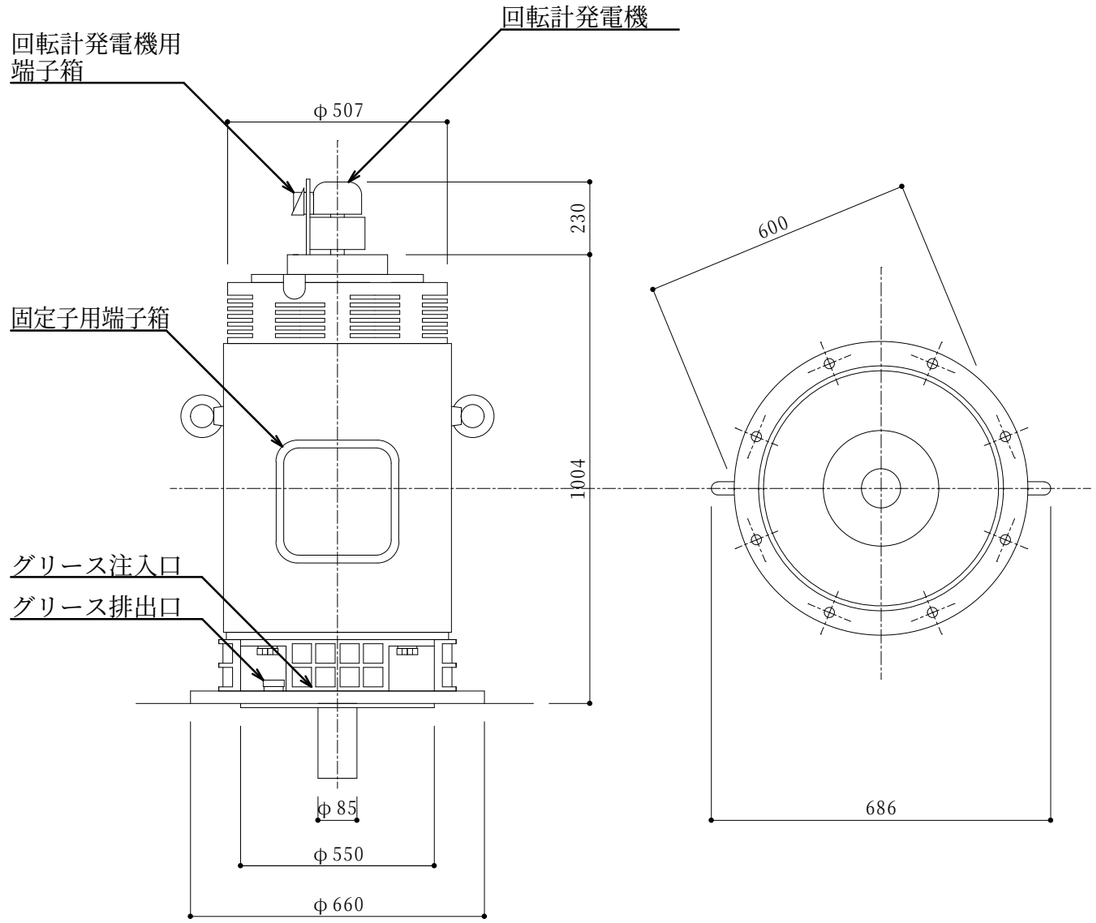

１系No.３汚水ポンプ電動機　外形図　S=NON

業務名	八橋汚水中継ポンプ場１系No.３汚水ポンプ電動機分解整備		
図面名称	１系No.３汚水ポンプ電動機　外形図		
図面記号	2	縮　尺	S=NON
作　成	令　和　8　年　6　月		
秋田市上下水道局下水道施設課			